

2026年度千葉県予算重点要望

千葉県知事 熊谷俊人 様

2025年11月13日
日本共産党千葉県委員会
同 千葉県議会議員団

昨年の総選挙に続いて、今年行われた参議選挙でも自民党・公明党が少数に転落し、自公連立が解消。その後、自民党・維新の会の連立で高市早苗内閣が発足しました。これは裏金事件への無反省、物価高騰への無為無策、大軍拡路線などの自民党政治に国民が審判を下した結果です。

長期化する物価高騰のもと実質賃金の低下、目減りする年金で家計が疲弊している中、自民・維新の連立合意書には、自民・公明・維新が合意した医療費4兆円削減など社会保障改悪や、憲法9条改悪があり、国民生活が先行き不安となっています。両党は、政治とカネの問題の背景にある企業団体献金の全面禁止に背を向け、衆議院の定数削減にすり替えています。これは、多様な国民の声を切り捨て、自らの思惑通りの政治を強行できるようにするもので、極めて重大です。

高市首相は、安倍晋三元首相が推し進めた「アベノミクス」を継承し、労働時間規制緩和等によって物価高に苦しむ国民をさらなる苦難に突き落そうとしています。その一方で「戦略的な」財政出動を強調し、人工知能（AI）・半導体、航空宇宙分野などの分野に重点投資をさせ、大企業の儲け優先のやり方を繰り返そうとしています。さらに、衆院予算委員会の答弁で台湾有事発生は「存立危機事態」と発言し、「海外での武力行使」を拡大する、より危険な道を歩むことを表明しています。

県内を見渡しても、長期化する物価高騰に加え異常な猛暑が県民生活を直撃し、農業をはじめとする県内産業も危機的状況に陥っています。さらには、医療・介護の分野では「病院がなくなる」事態や訪問介護事業所の減少が発生しています。地方自治法の花の精神に基づき、命と暮らし最優先で守り抜く県政への転換がいよいよ重要です。

私たち日本共産党千葉県議会議員団は、2026年度予算編成および県政運営にあたり、▲大企業優先から暮らし最優先、地域経済を支える千葉県。▲医療・介護体制崩壊の危機を打開し、安心して暮らし続けられる千葉県。▲人類の生存を脅かす気候危機打開と災害対策強化をすすめる千葉県。▲憲法をいかし、平和を守り人権を尊重する千葉県。を目指す立場から、以下の事項を強く要望します。

一、	大企業優先を転換し地域経済を支え命と暮らしを守りぬく	
(1)	中小企業も含め、全ての労働者の賃金を引き上げる	4
(2)	消費税減税・インボイス中止	4
(3)	医療・介護の負担軽減	4
(4)	農林水産業を経済政策の柱に	5
(5)	大企業呼び込みの転換と中小企業・小規模事業所の危機打開、観光振興	6
(6)	教育費負担軽減	6
二、	規制緩和による投資呼び込みと不要不急な巨大開発の浪費を改める	
(1)	成田空港機能強化とその周辺地域の開発	7
(2)	不要不急な巨大開発の浪費を改める	7
三、	家庭や地元商店の県営水道料金の値上げ中止	
(1)	「次期中期経営計画」期間中の小口径の値上げ回避に向けて	7
(2)	国に「独立採算制」の見直しや、インフラ整備への支援を求める	7
四、	新型コロナの教訓をいかし、医療・介護危機からの脱却と社会保障の充実	
(1)	安全・安心の医療体制整備	8
(2)	必要な介護が受けられる制度・体制の確立	8
(3)	保健所等体制の抜本的強化	8
(4)	児童相談所の体制強化・虐待から子どもを守る	9
(5)	保育所・学童保育の待機児の解消へ	9
(6)	減らない公的年金と高齢者の生活を支える施策の充実	9
(7)	新型コロナ無料検査・ワクチン接種の継続	9
(8)	障害者（児）への支援拡充	10
(9)	生存権を保障する生活保護制度	10
(10)	困窮世帯への支援	10
五、	物価高騰を上回る賃金引き上げと労働時間短縮を実現する社会を目指す	
(1)	非正規労働者、とりわけ女性と若者の労働条件の改善と就職支援	10
(2)	長時間過密労働の解消	11
六、	教育予算の大幅増額で学びを保障する	
(1)	深刻な教員不足の解消	11
(2)	少人数学級の拡大	12
(3)	児童・生徒によりそった教育環境整備	12
(4)	特別支援学校の増設と教育環境整備	12
(5)	教員の多忙化、長時間労働の解消	12
(6)	老朽化した学校施設の改修、エアコン増設	13
(7)	憲法に基づく教育へ「県教育振興基本計画」撤回、	

	「教育振興に関する 大綱」の抜本見直し	13
(8)	教科書採択に関する全面公開	13
(9)	私立幼稚園教育の充実	13
七、	気候危機打開と食料自給率向上に貢献する千葉県に	
(1)	原発ゼロ、再生可能エネルギーの普及	14
(2)	豊かな自然と環境を守る	14
(3)	食料とエネルギー自給率向上	14
八、	ジェンダー平等、人権尊重で誰もが自分らしく生きられる千葉県	
(1)	働く場での男女平等	15
(2)	誰もがその人らしく生きられる千葉県の実現	15
(3)	痴漢ゼロ、女性に対するあらゆる暴力の根絶	15
(4)	リプロダクティブ・ヘルス&ライツの確立	16
(5)	同性カップル・パートナーを含む性的マイノリティの権利拡大	16
九、	県民合意を基礎に安心・安全な街づくりの推進	
(1)	交通安全設備充実	16
(2)	生活を支える公共交通の確保	16
十、	災害に強い千葉県づくり	
(1)	河川氾濫対策	17
(2)	土砂災害の防止	17
(3)	耐震化・消防力整備など防災対策の促進	17
(4)	災害時のライフラインの確保など	18
(5)	避難所生活の改善など	18
(6)	女性の視点からの防災対策	18
(7)	被災者の住宅再建、生活支援	18
十一、	憲法をいかす千葉県へ	
(1)	憲法9条の「改正」に反対するとともに、 憲法を生かす政治への転換を求める	19
(2)	千葉県を「戦争する国づくり」の足場にさせない	19
(3)	憲法の地方自治の本旨を生かし、 県民の声に耳を傾け、県民に開かれた千葉県政	19
(4)	住民サービス向上と職員が働く意欲がわく職場環境づくりと待遇改善	19
十二、	県民から信頼される県政運営を目指して	
(1)	県庁職員と利害関係者との接触について	20
(2)	県幹部職員の再就職について	20

一、 大企業優先を転換し地域経済を支え命と暮らしを守りぬく

県の最上位計画である新「千葉県総合計画」は、「県政に関する世論調査」で多くの県民が要望している災害対策や高齢者福祉の充実などとは程遠い内容です。「住民福祉の増進」という憲法と地方自治法に立ち返る県政運営が求められています。

(1) 中小企業も含め、全ての労働者の賃金を引き上げる

- ① 県内中小企業の賃上げ調査を行い、県として詳細に実態を把握すること。
- ② 大企業への法人事業税超過課税を制限税率まで課税し、中小企業の賃上げを直接支援し、最低賃金時給1500円への引き上げを促進すること。
- ③ 国に対し、大企業の内部留保に時限的課税による賃上げ、男女賃金格差の是正と、労働者の正規化をすすめるよう求めること。
- ④ 公費による介護・福祉従事者や保育所職員、学童保育指導員の賃金引上げを求めるとともに、県独自の支援を強めること。

(2) 消費税減税・インボイス中止

- ① 消費税の緊急減税を行うよう国に求めること。
- ② 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）を直ちに中止するよう国に求めること。

(3) 医療・介護の負担軽減

【医療負担軽減】

- ① 18歳以下の国保料・税の均等割りへ県による上乗せ助成を行い、全額免除をすること。
- ② 国保への県補助金を復活し、全国知事会が求めている1兆円の国庫負担の増額をはじめ協会けんぽ並みの保険料を実現するために県の責任を果たすこと。
- ③ 各市町村の保険料引き下げのための法定外繰入削減や加入者の実態を無視した「収納対策」をやめること。
- ④ 国保法第77条（国保料）、地方税法第717条（国保税）にもとづく保険料（税）軽減、国保法第44条にもとづく窓口負担の軽減について、実効ある制度になるよう市町村に働きかけること。
- ⑤ 県として中学3年までの通院・入院医療費の窓口完全無料化を早期に実施し、高校3年生まで無料化すること。
- ⑥ 難病患者の負担の引き下げを国に求めるとともに、県として、ぜん息など小児慢性特定疾病の医療費助成を拡充すること。
- ⑦ 入院食費の負担増、「患者申出療養」（混合診療）、紹介状なしの大病院受診追加徴収など患者負担増や保険外診療拡大の撤回を求めること。
- ⑧ 風邪など少額受診やかかりつけ医以外の受診追加負担、一般病床患者からの居住費徴収、市販品類似薬の公的保険外しなど、新たな医療費負担の中止を国に迫ること。

- ⑨ 後期高齢者医療制度の廃止を国に求めるとともに、財政安定化基金の活用などによる県独自の負担軽減策を講じること。
- ⑩ ひとり親家庭等医療費等助成の一部負担金をなくし、所得制限の緩和を図ること。
- ⑪ 被爆者と被爆二世、三世の健康を守るために、県独自の支援策を拡充すること。
- ⑫ 国に対し「4兆円削減」など医療費の削減を行わないよう求めること。

【介護負担の軽減】

- ⑬ 介護保険利用料「2割負担」、「3割負担」、介護施設利用の低所得者への「補足給付」（食費・居住費軽減）縮小の撤回を国に要求すること。
- ⑭ 高額介護サービス費の負担上限額引き上げ、軽度者生活援助原則自己負担、軽度者福祉用具・住宅改修原則自己負担、要介護1・2の通所介護の地域支援事業移行、65歳～74歳および75歳以上の利用料原則2割に反対すること。
- ⑮ 住民税非課税世帯からの利用料徴収はやめるよう国に求めること。県として、介護保険料・利用料の本人負担の軽減をはかること。

（４） 農林水産業を経済政策の柱に

- ① 米価を安定させる対策に全力をあげ、主食用米生産農家を支えること。
- ② 備蓄米の活用を含め、米の供給と価格の安定に政府が責任を持つよう求める事。ミニマムアクセス米輸入中止を国に迫ること。
- ③ 長期化する物価高騰対策として農業、畜産・酪農業、漁業に対し、肥料や飼料・資機材・光熱費などへの支援を行うこと。
- ④ TPP、日欧EPA、日米貿易協定、RCEP（地域的包括的経済連携）協定などの貿易協定を抜本的に見直し、各国の多様な農業の共存、食料主権・経済主権の尊重を基本に新しいルールや協定づくりをすすめるよう、国に求めること。
- ⑤ 農家の自家栽培を原則禁止とする種苗法の「改正」を国に求めること。
- ⑥ 米の直接支払交付金制度の復活を国に求めるとともに、県独自の価格保障、所得補償を実施し、農林水産業の後継者育成をはかること。
- ⑦ 営利企業の農地所有解禁の撤回を国に申し入れること。
- ⑧ 老朽化した排水路改修などインフラ整備を農家の負担増なしにすすめること。
- ⑨ CSF（豚熱）、BSE（牛海綿状脳症）対策、口蹄疫、鳥インフルエンザなどの各種感染症の監視体制を強めること。
- ⑩ 新規就農者への支援を、国の制度に上乗せした県独自の制度を創設すること。
- ⑪ 農作物への有害鳥獣被害対策や台風など自然災害被害への補償を強化すること。猛暑や干ばつ被害で減収となった農家への支援策を講じること。
- ⑫ 公共建築への国産材利用促進など林業振興策をすすめること。
- ⑬ 農業機械への補助を希望者全員が補助を受けられるよう、予算を拡大すること。飼料生産に必要な機械への補助は、経営規模の拡大を要件にしないこと。
- ⑭ 農林水産業者に対し物価高騰対策としての直接給付を、条件を付けることなく行うこと。

- ⑮ 漁業経営の大半をしめ、漁村社会と豊かな魚食文化を支えてきた小規模沿岸漁業と漁協の役割を維持・重視した施策をすすめる、魚価安定対策や資源管理にともなう休業・漁獲制限などに対する所得補償を充実させること。

(5) 大企業呼び込みの転換と中小企業・小規模事業所の危機打開、観光振興

- ① 大企業への立地補助金を廃止し、新たな工業団地の造成は行わないこと。
- ② 「小規模企業振興基本法」および「同基本計画」の具体化をすすめる、中小企業振興条例を実効あるものにし、小規模企業の維持発展に力を入れること。
- ③ 地元業者の仕事づくりにつながる住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- ④ 県として、中小企業・小規模事業所の営業と従業員の雇用を維持・継続できるよう支援を拡充すること。特に家賃やリース代など固定費への支援制度を創設すること。
- ⑤ 制度融資の拡充、信用保証制度の改善など中小規模事業者の経営を支援すること。
- ⑥ 商店街・商店への支援予算を大幅に増額すること。商店街アドバイザー派遣事業を周知することをはじめ、商店・商店街の苦難克服のための実効性ある支援を強化・拡充すること。
- ⑦ 県発注の公共工事の入札の条件になっている週休二日について、賃金支払い等の実態調査を行うこと。
- ⑧ 設計労務単価どおりに賃金を支払うことを義務付ける、「公契約条例」を制定すること。
- ⑨ 宿泊税の導入を撤回するとともに、観光振興に必要な予算を拡充すること。

(6) 教育費負担軽減

- ① 公立小・中の給食費無償の対象を広げるなど、さらなる拡充をすすめること。
- ② 私立高校の経常費助成をさらに引き上げ、授業料減免制度を近県並みに拡充すること。
- ③ 施設整備費を含む学費全体に対する減免制度を創設すること。
- ④ 私立幼稚園に通う家庭への授業料直接助成制度を創設すること。
- ⑤ 県として、就学のための給付金支給対象や、給付型奨学金制度を拡充すること。
- ⑥ 低所得家庭の子どもたちへの学習支援を抜本的に強めること。
- ⑦ 県職員採用時の奨学金代理返済制度を拡充すること。
- ⑧ 民間企業の奨学金代理返済への支援を行うこと。
- ⑨ 県立保健医療大学の入学金の廃止し、授業料を引き下げること。
- ⑩ 県立保健医療大学の実習費用を学生の負担としないこと。
- ⑪ 政府に対し、国公立を問わず直ちに大学・短大・専門学校の学費を半額にし、入学金制度をなくすよう求めること。

二、規制緩和による投資呼び込みと不要不急な巨大開発の浪費を改める

新「千葉県総合計画」に「県行政を「経営」する」とはじめて明記されました。道路ネットワーク整備、千葉港・木更津港の大規模化、成田空港を中心とする「エアポートシティ構想」の規制緩和・民間投資誘導などは自治体ほんらいの役割と無縁です。

（１）成田空港機能強化とその周辺地域の開発

- ① 国土交通省、千葉県、空港周辺 9 市町及び成田国際空港株式会社が合意した「成田空港の更なる機能強化」を白紙に戻し、開港時の飛行時間などの合意をもとに関係住民の理解と合意を得たものにする。
- ② 規制緩和を促進するエアポートシティ構想を撤回し、空港依存・大企業呼び込み型の地域経済政策を転換すること。

（２）不要不急な巨大開発の浪費を改める

- ① 圏央道などの巨大大道開発を見直すこと。莫大な事業費を要する市川市（外環道）と成田市を結ぶ北千葉道路の未事業分 15 キロの建設計画は、道路の必要性や費用対効果などを再検証した上で、抜本的に見直すこと。
- ② 新湾岸道路や千葉北西連絡道路の具体化には着手しないこと。
- ③ 過大な見積もり、見通しのない「つくばエクスプレス沿線開発」「木更津金田西区画整理事業」を抜本的に見直すこと。
- ④ 新たな巨大大事業の浪費となる「千葉港港湾計画」や「木更津港港湾計画」、「千葉県営水道事業長期施設整備方針」は撤回すること。
- ⑤ 事業収束した「千葉ニュータウン」について、新たな県民負担を生じさせないこと。
- ⑥ 破たんした「かずさアカデミアパーク構想」の県負担の軽減に努めること。

三、家庭や地元商店の県営水道料金の値上げ中止

物価高騰のもとでの県民の約半数 300 万人が利用する県営水道料金の 18・6% 値上げは、家計と地元商店に深刻な追い打ちをかけます。はじめから「値上げありき」の姿勢を改めて、わが党が示した「提言」などを参考にして値上げ回避の対策を検討すべきです。

（１）「次期中期経営計画」期間中の小口径の値上げ回避に向けて

- ① 13mm・20mmを除く企業などの大口利用者の力を借りること。その際、医療機関は除外すること。
- ② 企業局の企業債を増額すること。
- ③ 内部留保金を取り崩すこと。

（２）国に「独立採算制」の見直しや、インフラ整備への支援を求める

- ① 水道管などの耐震化、施設のインフラ整備を急ぐこと。
- ② 15mmと20mmの小口径および100mm以下の利用者の負担なしに進めること。

四、新型コロナの教訓をいかし、医療・介護危機からの脱却と社会保障の充実

県民の命と暮らしを守り、住民福祉の増進させることは地方自治体の責務です。医療・介護、各分野の福祉制度の拡充やケアワーカーの待遇改善と人手解消などの立場に立った県政運営が必要です。

(1) 安全・安心の医療体制整備

- ① 平時より新型コロナに対応する病床を確保し、感染急拡大時に直ちに対応できる体制を整えておくこと。病床を確保するに十分な支援を行うこと。
- ② 新型コロナに感染した妊婦は、症状の有無に関わらず「原則入院」ができる体制をとること。
- ③ 「千葉県地域医療構想」を撤回し、病床削減の押しつけをやめ、すべての医療圏で必要なベッド数を確保すること。
- ④ 診療報酬の抜本的な増額、新感染症に対応した診療報酬体系の抜本的充実を国に求め、看護師の配置基準と労働条件の改善、医療機関への支援をすすめること。
- ⑤ 県立病院の医師と看護師の確保・養成、夜間救急・小児科・産科の体制強化、総合地域周産期医療センターの充実を進めること。
- ⑥ 千葉県が県内医療に責任を持つ立場を堅持し「地方独立行政法人化」は行わないこと。
- ⑦ 看護師養成校の定員を抜本的に増やし、保健師等修学資金貸付制度の増額、貸付枠の大幅拡大を行うこと。
- ⑧ 必要な医療体制の構築や専門職の養成に県が責任を持つ立場から、県立保健医療大学の公立大学法人化は行わないこと。

(2) 必要な介護が受けられる制度・体制の確立

- ① 削減した訪問介護の基本報酬を早急に元の水準に戻すよう国に求めるとともに、県として訪問介護事業所への財政支援を実施すること。
- ② 要支援者向けの「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象を要介護5の人まで拡大するとともに、要介護1および2の介護保険給付外しに反対すること。
- ③ 訪問・通所介護など在宅サービスの総量規制強化をやめるよう国に求めること。
- ④ 市町村が実施する新総合事業におけるサービスの後退を食い止めること。
- ⑤ 特養ホーム建設への県補助金（一床あたり450万円）を維持するとともに整備計画を抜本的に引き上げ、入所待機者解消をはかること。

(3) 保健所等体制の抜本的強化

- ① 保健師をはじめ、職員の増員に全力をあげる。感染急拡大に十分対応できる職員配置を行うこと。全ての保健所に専任の所長を配置すること。
- ② すべての保健所に検査課を設けること。
- ③ 人口10万あたり1カ所の保健所をめざし、当面、人口20万に1カ所となるよう保健所を増設すること。

- ④ 県衛生研究所の体制を増強すること。

(4) 児童相談所の体制強化・虐待から子どもを守る

- ① 増え続ける児童虐待へ対応できる十分な態勢を整えること。そのために県立児童相談所のさらなる増設や必要な建替えを早期に行い、一時保護所の過密化解消をはかり、十分な職員を確保すること。
- ② 児童相談所間や自治体、関連機関との有機的な連携を強化し、要保護児童やその家庭への支援が途切れることのないようにすること。
- ③ 児童養護施設と里親支援の拡充をはかること。
- ④ 県の責任で児童相談所のマニュアルの徹底・実行、市町村、教育機関等との緊密な連携などすすめること。
- ⑤ 全国より多い傾向がある「ヤングケアラー」への身近で親身な相談体制の確立と周知など対策を強化すること。

(5) 保育所・学童保育の待機児の解消へ

- ① 認可保育所を抜本的に増設し、速やかに待機児童を解消すること。
- ② 鉄道高架下、空き店舗利用、企業主導型保育など保育環境の悪化を招かないように県の支援を強めること。
- ③ 学童保育の大規模・過密化を解消すること。

(6) 減らない公的年金と高齢者の生活を支える施策の充実

- ① 物価上昇時でも賃金が下がれば年金額を引き下げる「マクロ経済スライド」の強化による年金支給額抑制の仕組みをやめ、物価高騰にふさわしい年金に引き上げさせること。
- ② 高額年収者の年金保険料引き上げを国に求めること。
- ③ 株価吊り上げのために年金積立金をリスクマネーに投入することを中止し、計画的な取り崩しで給付にまわすよう政府に要求すること。
- ④ 一定額以上の所得高齢者への年金一部支給停止、支給開始年齢のさらなる引き上げ、公的年金等控除を含む年金課税見直しをやめるよう国に求めること。
- ⑤ 最低保障年金制度導入を国に求めること。
- ⑥ 加齢性難聴者の補聴器購入費を県独自に助成すること。

(7) 新型コロナ無料検査・ワクチン接種の継続

- ① 科学的な知見・エビデンスに基づいたワクチン接種のメリット・デメリットについて、それぞれの世代（保護者）に応じた丁寧かつ十分に周知し、接種を希望する人（保護者）が速やかに接種できる体制を拡充すること。ワクチンの無料接種を行うこと。
- ② 感染集団が発生しやすい医療機関、高齢者および障害者施設、保育所・幼稚園など児童施設、学校等で従事者と利用者、取引業者等を対象にした新型コロナウイルスの頻回無料検査を行うこと。

(8) 障害者（児）への支援拡充

- ① 重度心身障害者（児）医療費は窓口完全無料にし、65歳以上で新たに重度障害になった人の対象除外をやめること。対象とする重度心身障害の範囲を拡大するとともに、全ての障害者を対象とする医療費助成制度の創設を国に求めること。
- ② グループホームとともに障害者支援施設、障害児入所施設などの定員増を図り、利用者本人の選択の機会を保障すること。
- ③ 施設等の職員の待遇改善や研修の充実をはかり、入所者・利用者の命と人権を守ること。

(9) 生存権を保障する生活保護制度

- ① 必要な人がすべて利用できるよう保護申請の「門前払い」や扶養照会、本人の状況を見無視した過度の「就労指導」はしないこと。
- ② 生活扶助や住宅扶助、冬期加算の引下げの撤回、冷房費加算を国に求めること。
- ③ 生活保護世帯が自己負担なくエアコンの購入・設置ができるよう、県として助成すること。また、エアコン使用を躊躇うことのないよう電気代を助成すること。
- ④ 後発医薬品押しつけや医療扶助給付の減額、母子加算の見直し、一定期限での保護打ち切り導入などに反対すること。
- ⑤ ケースワーカーを増員し、基準を大きく超えている担当世帯数を減らすこと。
- ⑥ 無料低額宿泊所、脱法ハウスへの指導・対策を強化すること。

(10) 困窮世帯への支援

- ① 近年深刻化する猛暑への対策として困窮世帯へのエアコン購入・設置と電気代の助成をすること。
- ② 生活福祉資金貸付制度を充実させるとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付の違約金（延滞金）不徴収など制度を拡充すること。
- ③ 「生活福祉資金特例貸付」や「住宅確保給付金」の拡充を国に働きかけるとともに、必要とする人への県独自の支援を行う。
- ④ フードバンクや子ども食堂など民間団体のとりくみに支援すること。
- ⑤ 所得の低い若年層に対する家賃補助制度を創設すること。
- ⑥ 住まいを失うことのないよう、県営住宅の新規増設、建替え、修繕を実施すること。
- ⑦ 県営住宅家賃減免制度の周知を徹底し、その利用を居住者に積極的によびかけること。

五、物価高騰を上回る賃金引き上げと労働時間短縮を実現する社会を目指す

物価上昇を上回る賃金引き上げは、働く人の生活を守り、ジェンダー平等社会をめざすために極めて重要な課題です。

(1) 非正規労働者、とりわけ女性と若者の労働条件の改善と就職支援

- ① 介護、保育、障害者福祉などの配置基準の見直しを国に要求し、雇用の正規化をすすめること。
- ② 労働契約に賃金の最低保障額や休業手当の支給などを明記するルールや、ギグワークなどの無権利な働かせ方を広げる規制緩和をやめ、権利保護のルールをつくり、シフト制労働者の権利を守るよう、国に求めること。
- ③ 労働者派遣法を抜本改正し、派遣は一時的・臨時的なものに限定し、正社員との均等待遇など、派遣労働者の権利を守る派遣労働者保護法を整備するよう国に求めること。
- ④ パート・有期雇用労働者均等待遇法や解雇規制法を制定するよう、国に働きかけること。
- ⑤ 全国一律最賃制の確立と最賃時給1500円を国に要求すること。
- ⑥ 県の委託事業である心身障害者（児）歯科保健巡回診療指導事業（ビーバー号）における歯科衛生士への一方的かつ不利益な雇用形態変更を是正させること。
- ⑦ 高校生や若者への労基法など労働者の基本的権利と雇用のルールの周知に努めること。
- ⑧ ジョブカフェなどの増設、充実を進め、若者の就職活動を支援すること。
- ⑨ 青年や失業者などを雇用した中小企業への就職奨励助成金制度を創設すること。
- ⑩ 庁舎管理などの特定業務委託における賃金水準・支払い管理を徹底すること。

(2) 長時間過密労働の解消

- ① 労働時間の「1日7時間、週35時間制」実現を国に求めること。
- ② 残業時間の上限を「週15時間、月45時間、年360時間」とし、連続11時間の休息时间（勤務間インターバル制度）を確保し、「残業代ゼロ」の高度プロフェッショナル制度を廃止するよう国に求めること。
- ③ 過重労働による脳・心臓疾患対策や自殺予防のとりくみを強めること。
- ④ 違法行為へのペナルティ強化、違法性が疑われる離職率が高い企業や、時間外労働・不払い残業などの法令違反で摘発された企業の公表、調査や指導の強化を国に求めること。
- ⑤ 外国人労働者の低賃金・過密労働や人権侵害を抜本的に是正するよう国に求めること。

六、 教育予算の大幅増額で学びを保障する

どの子の人権も尊重され、学ぶ喜びが実感できる教育が求められます。家庭の経済状況で教育の機会が奪われるようなこともあってはなりません。複雑の状況を抱える子どもたち一人ひとりに寄り添える先生の確保は切実です。

(1) 深刻な教員不足の解消

- ① 年度当初から教員定数がみえない事態をなくすために、小・中・高・特支の教員採用試験時の募集人数を大幅にふやすこと。
- ② 年度途中からの産休・育休・療養休暇等代替教員の速やかな確保のために、年度当初から県独自の教員（県単教員）を採用すること。
- ③ 初任教員が授業準備や学級運営などに十分とりくめるよう、丁寧かつ親身な援助を行うこと。その際、当事者や学校現場の教員が過度の負担にならないようにすること。

（２） 少人数学級の拡大

- ① 国に対して、義務標準法、高校標準法の早期改正を求め、学級編成基準を１学級３０人から２０人にすること。
- ② 国待ちにならず、県独自に少人数学級を計画的に拡充すること
- ③ 「弾力的運用」による１学級３６～４０人のクラス編成をやめること。

（３） 児童・生徒によりそった教育環境整備

- ① 県内すべての小中学校で、週１日以上スクールカウンセラーを配置すること。
- ② 校内居場所カフェを安定的に運営できるよう支援を拡充すること。
- ③ 夜間高校に通う生徒にとって重要な役割を果たしている給食を全校で再開すること。
- ④ 県立保健医療大学の学生食堂設置など食事が提供できる環境を整えること。電子レンジの増設など緊急の対応を行うこと。

（４） 特別支援学校の増設と教育環境整備

- ① 特別支援学校の設置基準に見合うよう校舎の新・増設を促進し、教室不足の解消をはかり、必要な人員を配置するなど教育条件を引き上げること。
- ② 地域に根差した小規模分散型の児童生徒１００人程度の特別支援学校の新設を行うこと。
- ③ 児童生徒の急増で過密化している特別支援学校のトイレの増設、改修を行うこと。
- ④ 特別支援学校のスクールバスを増やし、長時間通学を解消すること。

（５） 教員の多忙化、長時間労働の解消

- ① 教職員の給与等に関する特別措置に関する条例を改正し、「１年単位の変形労働時間制」に関する条項は削除すること。
- ② 「学校における働き方改革推進プラン」を実効あるものとし、業務削減を大胆に進め、教職員の負担軽減を図ること。
- ③ 先生一人当たり授業持ち時間に上限を設け、子どもたちと向き合う時間を確保すること。
- ④ 「運動部活動のためのガイドライン」を学校、関係団体、保護者や生徒を含む関係者の議論を通じて定着させ、教員の過重負担を軽減し、顧問（教員）と生徒の適切な休養を保障すること。

- ⑤ 定数内教員はすべて正規教員とし、「ハーフタイム」の再任用は、定数枠から外すこと。
- ⑥ 非常勤講師の待遇改善をはかること。
- ⑦ 学校における単純労務委託事業の入札のあり方を見直し、相当の賃金が支払われるよう改善すること。
- ⑧ 国に法制度の改正を求め、教職員に残業代を支払うこと。

(6) 老朽化した学校施設の改修、エアコン増設

- ① 雨漏り、壁・床の剥がれ、排水不良など老朽化した学校施設の改修予算を抜本的に増額し施設改修を進めること。また、トイレの洋式化を促進すること。
- ② 県立学校の特別教室、教科準備室、体育館、職員室へのエアコン設置を県費負担で直ちに行うこと。

(7) 憲法に基づく教育へ「県教育振興基本計画」撤回、「教育振興に関する 大綱」の抜本見直し

- ① 侵略戦争美化、憲法否定と結んだ「愛国心」「道德教育」の押しつけをやめること
- ② いじめなどの問題は子どもたちの命を守るという基本姿勢を最優先に貫くこと。教職員が精神的にも時間的にもゆとりを持って子どもたちと向き合い、集団による検討・対応が可能となる体制と環境を整えること。問題の隠ぺいがないようにすること。
- ③ 「県立高校改革推進プラン」で計画している県立高校「10組程度」の統廃合は止めること。
- ④ 県弁護士会の「警告書」(2020年9月)を重く受け止め、県立高校生徒の人権を侵害する頭髪・服装指導を直ちにやめ、生徒の意見を反映した校則、「生徒指導規程」にあらためること。

(8) 教科書採択に関する全面公開

- ① 教科書採択に関する資料の全面開示、教科書選定審議会の公開及び、逐語録による議事録の作成・公表を行うこと。
- ② 教員や保護者らの意向が十分に反映され、かつ真理・真実に基づいた教科書の採択をめざすこと。

(9) 私立幼稚園教育の充実

- ① 幼児の発達年齢に適した教育のため、私立幼稚園の学級定員減をはかること。
- ② 私立幼稚園教職員の待遇を公立幼稚園なみに改善するため、県として支援を強めること。

七、 気候危機打開と食料自給率向上に貢献する千葉県に

近年の気候危機は、県民生活、農林水産業者に深刻な影響を及ぼしています。地球温暖化ガス（CO₂）排出量が全国トップクラスの千葉県での取り組みは極めて重要です。温暖化対策は、全人類の死活にかかわる課題です。

（１） 原発ゼロ、再生可能エネルギーの普及

- ① 条例を制定し、温室効果ガスの排出規制を積極的に進め、県内の発電や製鉄などの事業所に、排出抑制計画と排出量を適時公表させること。
- ② 県内の新たな火力発電所建設を認めないこと。東京ガスが袖ヶ浦市ですすめる天然ガス火力発電所の建設には反対すること。
- ③ 自然環境保全と両立しないメガソーラーではなく、地域の特性にあった太陽光発電や、小水力、風力エネルギーの利活用をはかること。
- ④ 温室効果ガス排出削減の積極的な目標を政府に求めるとともに、県の低すぎる２０３０年削減目標を大幅に引上げ、「県２０５０年ゼロ宣言」を実効あるものにする。
- ⑤ 産業部門の二酸化炭素排出量を削減するためにも、輸送貨物の電気自動車化や物流倉庫への太陽光設置を行うよう、県として求めること。
- ⑥ 家庭への太陽光パネル設置をすすめる補助制度の対象と予算を大幅に拡大すること。
- ⑦ 原発の即時ゼロ、再稼働中止を国に強く求めること。とりわけ隣接県（茨城）にある老朽化した東海第２原発の再稼働中止を強く求めること。
- ⑧ 福島第１原発の汚染水・アルプス処理水の海洋放出の即時中止を国と東電に求めること。

（２） 豊かな自然と環境を守る

- ① 産業廃棄物処分場、残土処分場の設置は、立地規制を強化し、地元住民の合意を大原則にすること。そのための条例改正・制定を行うこと。
- ② 県外からの大量に搬入される建設残土は、その安全性のチェックが極めて不十分であり厳しく制限すること。
- ③ 再生土埋立現場から有害物質が検出されないよう、「再生土等埋立て条例」は埋立て処分を禁止する内容に改正すること。「届け出制」から「許可制」に改め、周辺住民の合意を条例に盛り込むこと。
- ④ 三番瀬の自然環境を保全し、「再生」の名による埋め立ては行わないこと。
- ⑤ 三番瀬および盤洲干潟のラムサール条約登録に全力をつくすこと。
- ⑥ ハクビシンなど有害鳥獣による住宅被害に対する県の財政支援を行うこと。

（３） 食料とエネルギー自給率向上

- ① 米、野菜・園芸・果実、食肉などの生産農家に対し、価格保障・所得保障にふみだし、県の食料自給率（２０２０年度カロリーベース２４％）を大幅に向上させること。

- ② 住宅への太陽光パネル設置補助金を拡充し、設置者本人への直接交付となるよう制度を改善すること。
- ③ 公的施設への太陽光パネル設置を推進すること。全ての県有施設に太陽光パネル設置すること。

八、 ジェンダー平等、人権尊重で誰もが自分らしく生きられる千葉県

いまだに残る「家父長制度」・「男尊女卑」や、「排他主義」の流れなど、わが国の状況は世界的にみても深刻かつ重大です。ジェンダー平等条例制定や「排他主義」を許さない取り組みが重要です。

(1) 働く場での男女平等

- ① 企業に男女別平均賃金の公表、格差是正計画の策定・公表を義務づけるよう、国に求めること。
- ② 労働基準法をはじめとする関係法令に、間接差別の禁止、同一価値労働同一賃金の原則を明記し、差別の是正の指導を関係機関に求めること。
- ③ 男女を問わず、単身赴任や長時間通勤を伴う転勤を原則禁止、看護休暇や育児介護休業制度拡充、残業は本人同意原則、不利益禁止など、家族的に責任と働くことが両立できる労働のルールづくりを国に求めること。県として保育所と学童保育の整備など社会的条件を整えること。
- ④ ハラスメント禁止の法整備と、お茶くみ、メガネ禁止、パンプス・ミニスカートの制服などが、女性だけに課されている職場での慣行をなくす法律の制定を国に求めること。
- ⑤ 中小・零細業者における家族の「自家労賃」を経費として認めない所得税法第56条は廃止するよう国に要求すること。

(2) 誰もがその人らしく生きられる千葉県の実現

- ① 選択的夫婦別姓制度をただちに導入するよう国に要求すること。
- ② 同性婚を認める民法改正やLGBT平等法の制定を国に求めること。
- ③ 真の両性平等と女性の地位向上、女性の社会進出を保障する実効ある「男女平等条例」を早期に制定すること。
- ④ 「第5次千葉県男女共同参画計画」をジェンダー平等の基本理念を明確にしたものに改めること。
- ⑤ 「人権」を守る視点を明記した、すべての人が尊重されるための真の多様性尊重条例を制定すること。
- ⑥ あらゆる政策に女性の声を反映させるため、幹部職員、各種審議委員などの女性の比率を高める積極的な目標をもち、本気でとりくむこと。
- ⑦ キャンパス・ハラスメントをはじめとする、全てのハラスメントの根絶と被害者救済のための相談窓口を設置すること。
- ⑧ こども基本法に基づき、子ども施策を策定する際、子どもや若者などの意見を反映するために必要な措置を講ずること。

(3) 痴漢ゼロ、女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ① 痴漢被害の実態を調査し、相談窓口の充実、加害根絶のための啓発や加害者更生を推進すること。そのために担当部局を設け、警察や民間事業者とも連携すること。
- ② DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者の保護・自立支援などを強化すること。一時保護にもワンストップで支援できるよう体制と対応を強化すること。
- ③ 性暴力被害に対応するワンストップ支援センターの機能強化に努めること。
- ④ 困難な女性に寄り添う女性相談支援員の体制を抜本強化し、正規職員配置を原則とすること。

(4) リプロダクティブ・ヘルス&ライツの確立

- ① 子どもの年齢・発達に即した、科学的な「包括的性教育」を公教育に導入すること。
- ② 避妊と中絶は、女性の大切な権利であり、避妊薬と緊急避妊薬を安価で入手しやすくするよう関係機関に働きかけること。
- ③ 刑法の自己堕胎罪や、母体保護法の配偶者同意要件の廃止を国に求めること。
- ④ 生理用品の恒久的な無償提供を公的施設のトイレへの設置を進めること。
- ⑤ 職場や学校等で生理に関する知識や理解を深め、女性が過ごしやすい環境を整えること。

(5) 同性カップル・パートナーを含む性的マイノリティの権利拡大

- ① LGBTQ+が自分らしく生きられる社会をめざし、啓発・啓蒙、教育に力を入れること。また、パートナーシップ制度を設けること。
- ② 県営住宅の入居条件を同性事実婚にも広げることをはじめ、同性パートナー間では認められていない県の制度や手続きのすべてについて点検し、改善すること。

九、 県民合意を基礎に安心・安全な街づくりの推進

県民の要望が強い生活道路の整備、地域交通の維持・安価な利用は県民の強い要望です。住民の声を活かした街づくりは県の大切な役割です。

(1) 交通安全設備充実

- ① 県道の歩道整備や音響信号機、点字ブロック、横断歩道の設置などを進め、とりわけ、通学路の安全対策を急ぐこと。
- ② 「信号機設置指針」に合致している箇所へは、優先的に信号機の設置を進め、設置数を抜本的に引き上げること。
- ③ 生活道路整備や県営住宅の増設・修繕などを促進すること。
- ④ 老朽化している橋梁やトンネルなどの状況を把握し、その改修を計画的かつ着実に推進すること。

(2) 生活を支える公共交通の確保

- ① 久留里線の久留里－上総亀山間は廃止ではなく、地域の移動を確保するとともに、観光や地域の産業振興の視点からも維持・発展するよう、ＪＲ東日本にはたらきかけること。
- ② 北総線、東葉高速線、千原線の高すぎる運賃引き下げを運営会社に求めること。
- ③ 利用者、障害者の利便性と安全性を大きく後退させる「駅無人化」をやめるとともに、駅ホームドア設置促進を鉄道各社に申し入れること。
- ④ 市町村が実施しているコミュニティバスやデマンドタクシー（乗合バス）への県補助を行うこと。

十、 災害に強い千葉県づくり

近年、自然災害は県内のいたるところで発生し、地域住民の命と財産を危うくしています。県民が痛切に願う日常からの災害への備えは切実です。

(1) 河川氾濫対策

- ① 市町村の意向や河川氾濫、洪水発生状況ふまえ、県管理河川の水位計の設置個所の見直し、増設をすすめること。
- ② 河川全体の必要な流量を確保するため、予算を抜本的に拡充し、日常から河道掘削、樹林管理、水門の改修・整備をすすめること。
- ③ 予定している堤防の構築は早期に完了させること。

(2) 土砂災害の防止

- ① 土砂災害警戒区域（同特別区域）の指定の有無にかかわらず、住民に災害発生の危険がある区域であることを繰り返し周知徹底すること。
- ② 対象住宅戸数にかかわらず急傾斜地崩壊防止工事へ県の補助を抜本的に拡充すること。

(3) 耐震化・消防力整備など防災対策の促進

- ① 石油コンビナートのタンクの耐震化、津波と液状化への対策、周辺住民への安全対策や避難訓練などをすすめること。
- ② コンビナート企業に防災対策の進捗状況を定期的に明らかにさせ、住民に公表すること。
- ③ 戸建住宅やマンションの耐震診断、耐震工事への県の助成を拡充・新設すること。
- ④ 建築確認検査の民間任せなどを抜本的に改め、建物の中立・公正な検査体制確立と安全確保をはかること。
- ⑤ 公的、民間を問わず、医療、福祉、教育施設などの耐震化を促進すること。
- ⑥ 国の整備指針をふまえ、消防ポンプ車、はしご車、化学消防車、救急車、救助工作車、消防水利整備、消防職員の増員について、県として支援すること。

- ⑦ 消防団員の処遇改善、日常の団運営の民主化に引き続き努力し、女性団員の増員に努めること。
- ⑧ 各地の自主防災会が必要な備蓄や訓練などを行い、災害時に適切に機能できるよう、県も支援すること。

(4) 災害時のライフラインの確保など

- ① 県と各市町村および市町村と医療機関、高齢者、障害者、学校、保育所、幼稚園等との通信手段確保に最善をつくすこと。
- ② 停電、断水が長期化しないよう、発電機と燃料、飲料水などを十分に確保するとともに、医療機関、福祉施設、学校など教育施設に速やかに配置できるようにすること。
- ③ 緊急事態に対応できる十分な職員を確保すること。

(5) 避難所生活の改善など

- ① 指定避難所の備蓄状況を掌握し、少なくとも3日分の水・食料や毛布などの備蓄ができるよう必要な支援を強めること。
- ② 避難所の冷暖房の整備、雨漏りの緊急点検、トイレの洋式化などを行うこと。
- ③ 避難所での温かい食事の提供、入浴の確保、プライバシーの保護などを徹底すること。
- ④ 1日3食を前提とした備蓄計画に改め、リゾットや離乳食など多様な食品の備蓄を行うこと
- ⑤ 防災用トイレの備蓄目標を引き上げ、県としてトイレトレーラーを確保すること
- ⑥ 福祉避難所の整備をさらにすすめるとともに、人員体制、備蓄状況、避難計画（経路）などを掌握し、必要な県の支援を強めること。
- ⑦ 帰宅困難な小中高校の児童生徒、教職員への水、非常食、毛布等の備蓄、保護者との連絡方法など万全を期すこと。
- ⑧ 「避難指示、勧告」の伝達方法、要配慮者のいる世帯への対応を絶えず改善すること。

(6) 女性の視点からの防災対策

- ① 全ての避難所に男女別更衣室や授乳室を確実に確保すること。
- ② 生理用品や女性用下着の備蓄を充実させること。
- ③ 防災危機管理部門の女性職員を大幅に増員すること。女性の視点からの防災対策をすすめるため、意思形成過程・政策決定へ場への女性の比率を直ちに30%へ引き上げること。

(7) 被災者の住宅再建、生活支援

- ① 「一部損壊」「半壊」への支援をさらに拡充させるとともに、あわせて、国に対して生活再建支援制度を改善、支援限度額の抜本的引上げ（当面500万円）を求めること。

- ② 県営住宅、UR賃貸住宅、民間賃貸住宅、ホテル・旅館など応急的な住まいの確保体制を整えておくこと。その際、地域コミュニティの継続に努め、「関連死」などを招かないようにすること。

十一、 憲法をいかす千葉県へ

戦後80年、日本の侵略戦争はわが国およびアジア諸国民に筆舌に耐えがたい犠牲をもたらしました。地方自治体の運営の根本は、その反省のもとに制定された日本国憲法です。

(1) 憲法9条の「改正」に反対するとともに、憲法を生かす政治への転換を求める

- ① 唯一の戦争被爆国の日本政府に対して、核兵器禁止条約への参加を求めること。
- ② 北朝鮮をめぐる諸問題や領土問題は、「対話による平和的解決」を国に求めること。
- ③ 安保法制＝戦争法、特定秘密法、共謀罪の廃止を国に申し入れること。
- ④ 沖縄米軍新基地建設反対のたたかいと連帯し、米軍へ日本の国内法を適用させるために日米地位協定の抜本改定を求めること。
- ⑤ 非核平和千葉県宣言40周年にあたり、学校等へのパンフレット配布など周知に取り組むこと。

(2) 千葉県を「戦争する国づくり」の足場にさせない

- ① 木更津駐屯地への陸自オスプレイ配備を撤回させること。また、米軍オスプレイ定期整備拠点化撤回を強く要求すること。
- ② 幕張メッセなど県有施設で「武器見本市」など違憲の催しを開催させないこと。
- ③ 米原子力空母の横須賀母港撤回を求めること。
- ④ 日本が犯した過去の侵略戦争の歴史や被爆の実相を後世に伝える活動を奨励すること。
- ⑤ 県内の「戦争遺跡」の調査、資料化、保全を県として行うこと。
- ⑥ 習志野基地のパトリオットミサイル（PAC3）撤去と、同演習場での第一空挺団のパラシュート降下訓練の中止を国に求め、降下始めでの日米共同訓練に反対すること。
- ⑦ 下総基地や木更津基地など自衛隊機による騒音被害の解消の対策を講じること。
- ⑧ 日本周辺での有事を想定した国民保護訓練は、災害時の避難とは異質である。戦前の「国家総動員」を想起させるような訓練をやめること。
- ⑨ 法定受託事務である「自衛官募集」に関する県の業務は最小限に留めるとともに、小・中学生などの職場体験から自衛隊を除くこと。
- ⑩ 県内の土地利用規制法に基づく区域指定候補の撤回を国に求めること。
- ⑪ 教育の場を利用した自衛隊の職業体験や勧誘活動を行わせないこと。

(3) 憲法の地方自治の本旨を生かし、県民の声に耳を傾け、県民に開かれた千葉県政

- ① 「住民が主人公」の県政を築くことは言うまでもありません。効率化や財政効果のみに着目した「行革」を見直し、営利主義、受益者負担の押しつけをやめること。

(4) 住民サービス向上と職員が働く意欲がわく職場環境づくりと待遇改善

- ① 「第2期千葉県地方創生総合戦略」は、「人口減少」のもとで、住民が主体の「地方」「地域」づくりとなるものに改めること。
- ② 「千葉県行財政改革指針」および「同行動計画」で、正規職員の増員を明記すること。また「公の施設の見直し」の名による福祉、医療、教育の分野における施設の統廃合は凍結し、再検討すること。
- ③ 知事部局、教育庁、公営企業体の職員を抜本的に増員し、時間外勤務の縮減を図り、突発的災害やパンデミックに対応できる職員体制へと見直しを図り、必要な職員は正規職員とすること。
- ④ 会計年度任用職員など非正規の職員の処遇について正職員と同等にすること。
- ⑤ すべての県会計年度任用職員の賃金を時給1500円に引き上げること。
- ⑥ 非正規職員も含め、知事部局・企業局・病院局の男女賃金格差を解消すること。
- ⑦ 県職員の過労死ラインを上回る長時間過密労働や常態化している休日出勤を抜本的に改善すること。残業実態に見合う手当をきちんと支給し、違法状態を直ちに解消すること。
- ⑧ 県庁職員の扶養手当や結婚祝い金、死亡弔慰金、結婚休暇、忌引き休暇など、同性パートナーも対象にすること。
- ⑨ 施設運営が経済効率優先とならざるを得ない指定管理者制度は、再検討すること。とりわけ、福祉や教育において、入所者・利用者の人命と人権が脅かされることのないよう体制を充実させること。
- ⑩ 住民負担増やサービス低下を招く水道事業の「広域化」は行わないこと。また、「コンセッション方式」による利益優先の民間業者参入は水道事業の安全・安定性の後退につながるものであり、導入しないこと。
- ⑪ 国が国民の情報を厳格に掌握し、徴税強化と社会保障給付抑制を狙ったマイナンバー制度の運用状況を徹底検証し、制度見直し、中止を政府に求めること。
- ⑫ 県行政に関わる情報は積極的に開示し、公文書公開条例の恣意的運用による情報の隠ぺいは決して行わないこと。

十二、県民から信頼される県政運営を目指して

この間、多発している職員による「不祥事」は、県民の期待を裏切り、県民に奉仕する公務員にあつてはならないことです。職員が様々なストレスを抱えることなく、その初心が活かされる職場環境づくりは知事の責任です。

(1) 県庁職員と利害関係者との接触について

- ① 県庁職員と利害関係者との会食を金額にかかわらず一切禁止すること。

- ② 自治体職員としての自覚と役割を徹底するため、憲法と地方自治法に基づいた十分な研修を行うこと。

(2) 県幹部職員の再就職について

- ① 県幹部の民間企業への再就職を厳しく規制すること。

以上